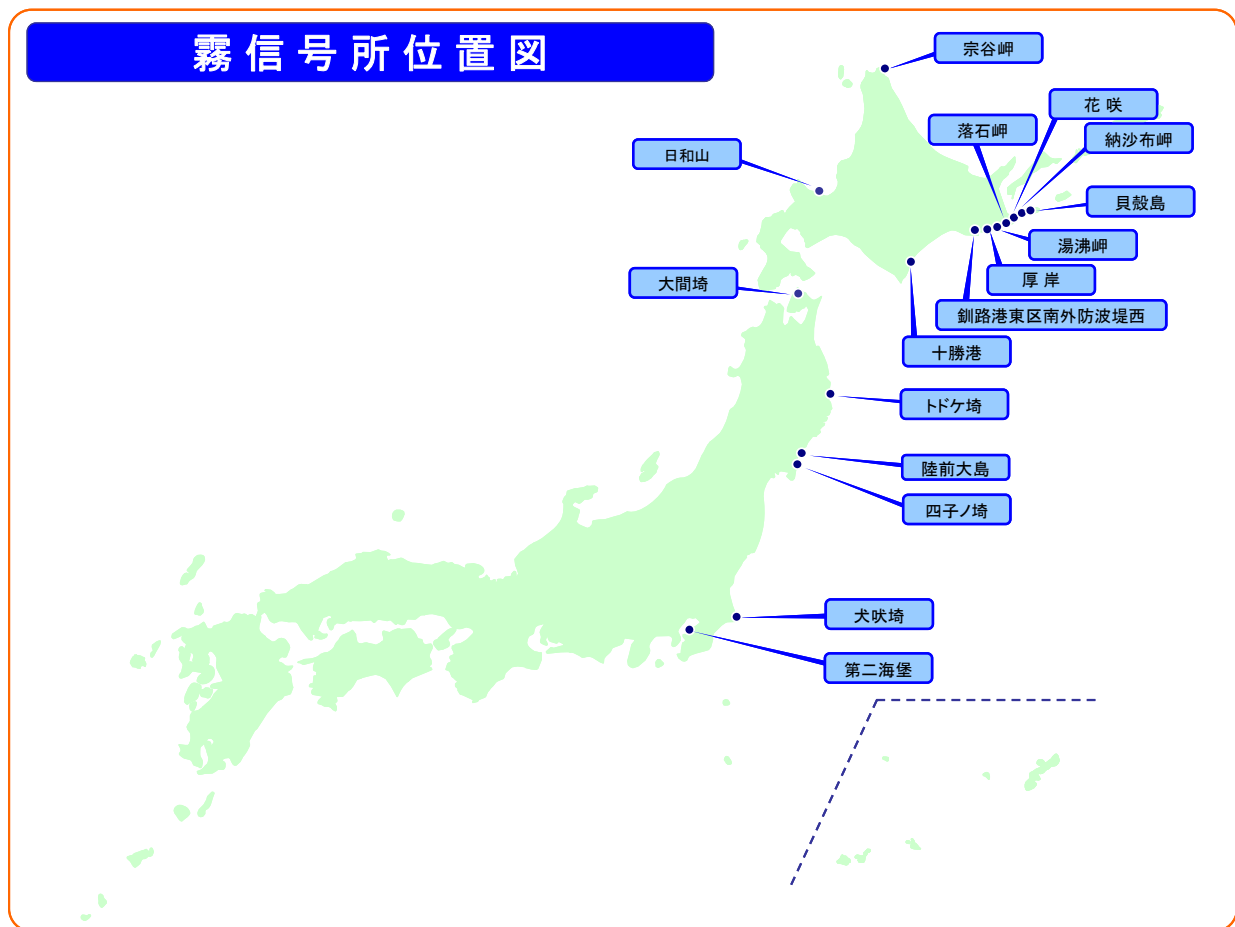


霧信号所の廃止について

海上保安庁では、航行援助システムのひとつとして運用している霧信号所を、平成19年度から平成21年度末までの3ヶ年で順次廃止することとしました。

各霧信号所の廃止日については、事前に水路通報、航行警報及び沿岸域情報提供システム（MICS）等によりお知らせします。



霧信号所は、音波標識として霧や吹雪などによる視界不良時に船舶に対し信号所の概位方向を知らせるために設置されたものであり、電波航海計器が十分に発達、普及していなかった時代に必要とされた航路標識です。

しかしながら、近年、船用レーダーやGPSの普及により、視界不良時においても容易に測位が可能となったことから、海上保安庁では全ての霧信号所を廃止することとしました。

【問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
海上保安庁交通部計画運用課 03-3591-6361 (内線 6521)
E-mail: keikakuunyo@kaiho.mlit.go.jp